

○厚生労働省告示第九八号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の規定に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次の表のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 一〇五の二 (略) 五の三 医療観察依存症集団療法の施設基準 (1) 当該療法を行うにつき必要な常勤医師及び常勤看護師又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。 (2) 医療観察依存症集団療法口にあつては、(1)の基準に加えて、ギャンブル依存症に関する専門の指定通院医療機関であること。 九 医療観察訪問看護基本料の施設基準 医療観察訪問看護を行うにつき十分な体制が整備されていること。 十 医療観察二十四時間対応体制加算の施設基準 (略) 十一 (略)	第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 一〇五の二 (略) 五の三 医療観察依存症集団療法の施設基準 当該療法を行うにつき必要な常勤医師及び常勤看護師又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。 (新設) (新設) (新設) 九 医療観察二十四時間対応体制加算の基準 (略) 十 (略)